## 山形県公共事業評価実施要綱

(名 称)

第1条 この要綱は、山形県公共事業評価実施要綱(以下「実施要綱」という。)と称する。

(目 的)

第2条 公共事業評価(以下「評価」という。)は、山形県において実施する公共事業の一層の 効率化及び重点化を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性の確保を目的とす る。

(評価の実施方法)

第3条 評価の実施方法については、評価を実施する各部局の公共事業評価実施要領(以下「実施要領」という。)で定める。

(対象の事業及び整備計画)

第4条 評価の対象は、各部局において実施する公共事業で、県が事業主体となるもの(維持管理に係る事業を除く。)及び交付金の整備計画(社会資本総合整備計画、農山漁村地域整備計画、農山漁村地域自主戦略整備計画等、以下「整備計画」という。)とし、各部局の実施要領で定める。

(実施体制)

第5条 評価を実施する部局は、評価対象の事業及び整備計画を選定し、その方針を決定する ため「公共事業評価検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(客観性及び透明性の確保)

- 第6条 県は、評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するために、次の方策を講じる。
  - (1) 山形県公共事業評価監視委員会の設置

評価を実施するに当たり、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みを導入するため、「山形県公共事業評価監視委員会」(以下「監視委員会」という。)を設置する。

(2) 監視委員会からの意見の聴取

各部局の実施要領で定めた事項については、監視委員会の意見を聞かなければならない。

(3) 監視委員会の意見の提出

監視委員会は、(2)で提出された事項の必要性・効果等を客観的に審査し、今後の事業の執行、整備計画、及び評価制度について、知事あて意見を提出するものとする。

(4) 評価結果等の公表

評価結果・対応方針等は、結論に至った時点において、その経緯・評価の根拠ととも に公表する。

(5) 監視委員会は、公開を原則とする。

(対応方針の決定)

第7条 知事は、監視委員会からの意見の提出があった事項については、その意見を尊重し対 応方針を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成10年10月 6日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年 3月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。